

【2027 年度入学試験受験生対象】
災害等に伴う入学検定料の免除及び授業料減免等の特別措置について

このたびの災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を深くお祈り申し上げます。

大阪産業大学では、2026 年度（2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）に災害救助法が適用された地震や台風等により被災された受験生の皆さまを対象に、出願手続きにおける支援ならびに入学検定料の免除措置を講じてまいります。

また、被災された入学者の方につきましても、前期授業料の減免措置を実施することといたしました。詳細につきましては、下記をご覧ください。

【出願手続における支援について】

1. 対象となる入学試験

大阪産業大学および大阪産業大学大学院が実施する 2027 年度入学試験が対象。

2. 対象者

災害救助法が適用されている地域に居住する保護者等の学資負担者(以下、学費負担者という)が被災された受験者。

3. 支援内容

①調査書等の出願書類が出願期間中に入手できない場合

受験を予定している入学試験の合格発表日までに本学まで郵送してください。

合格発表日までに出願書類が提出できない場合は、下記の問合せ先までご連絡ください。

②Web(インターネット)出願ができない場合

通信環境が復旧せずインターネットによる出願が難しい場合は、受験者に代わり本学にて出願手続(代理出願)を行います。受験を希望する入学試験の出願期間中に下記の問合せ先までご連絡ください。

【入学検定料免除について】

1. 対象となる入学試験

大阪産業大学および大阪産業大学大学院が実施する 2027 年度入学試験が対象。

2. 対象者

災害救助法が適用されている地域に居住する学資負担者が被災された受験者。

3. 提出書類

受験を予定している入学試験の出願書類に加えて、災害救助法適用地域の「罹災証明書(都道府県または市町村発行)」を提出してください。

「罹災証明書」の提出が受験予定の入学試験の出願期間に間に合わない場合、下記の問合せ先までご連絡ください。

なお、Web(インターネット)出願で出願登録を行った後、入学検定料の支払いについてのメールが送信されますが、入学検定料を支払う必要はありません。

【前期授業料減免について】

1. 対象者

災害救助法が適用されている地域に居住する学資負担者が被災された2027年度4月入学者。

ただし、原則として本学の規程等に定められた「他の授業料軽減措置」の対象者において、被災による前期授業料減免制度との併用はできません。

2. 入学納入金について

「前期授業料」を全額免除または半額免除します。ただし、入学金、教育環境充実費、諸会費は減免対象外となります。

3. 前期授業料が全額免除の対象となる被災の範囲

災害救助法が適用されている地域に居住する学資負担者が、被災によって、①～⑤の何れかに該当することが条件になります。

- ①学資負担者の死亡。
- ②学資負担者の所有する居住家屋が全壊、全焼、床上浸水。
- ③学資負担者が自営業者の場合、所有する工場、店舗等の全壊、全焼、床上浸水。
- ④学資負担者が農業従事者（専業、兼業を問わない）の場合、所有する田畑、農作物の甚大な被害。
- ⑤その他、上記と相当の被害があると認められた場合。

4. 前期授業料が半額免除の対象となる被災の範囲

災害救助法が適用されている地域に居住する学資負担者が、被災によって、①～③の何れかに該当することが条件になります。

- ①学資負担者の所有する居住家屋が半壊、半焼、床下浸水。
- ②学資負担者が自営業者の場合、所有する工場、店舗等の半壊、半焼、床下浸水。
- ③その他、上記と相当の被害があると認められた場合。

5. 提出書類

災害救助法適用地域の「罹災証明書（都道府県または市町村発行）」を提出してください。

2027年度4月入学者の学資負担者であることを、証明できる書類を提出していただく場合があります。

<問い合わせ先・書類提出先>

〒574-8530 大阪府大東市中垣内3丁目1番1号

大阪産業大学 入試センター 電話 072-875-3001（代表）

平日：9時～17時（土曜・日曜・祝祭日は除く）

以上